75歳以上の方へ

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）のお知らせ

年金天引き・納付書納付の方 納め方を口座振替に変更できます！

年金天引き、または納付書で保険料を納めていただいている方は、申請により保険料の納め方を口座振替に変更することができます。希望する方は、町民税務課または各総合事務所生活企画Gで申請してください。

【申請するときに必要なもの】

①通帳　②口座届出印
③年金天引き中止申出書　④口座振替依頼書
③、④は町民税務課または各総合事務所生活企画Gにあります。

※年金天引きを中止した後、滞納があった場合には、年金天引きに切り替わることがありますので、ご了承ください。

●●社会保険料控除について●●

保険料は、所得税および個人住民税の社会保険料控除の対象となり、保険料が年金天引きされている場合、保険料を支払った年金受給者自身に社会保険料控除が適用されます。

しかし、納め方を年金天引きから口座振替へ変更した場合は、口座振替により保険料を支払った口座名義人（世帯主や家族）に社会保険料控除が適用され、世帯としての所得税および個人住民税の負担が少なくなることがあります。

■問合せ　福井県後期高齢者医療広域連合
町民税務課　☎TEL0776-54-6330
47-8015

♥♥♥